

登記手続案内をご利用される方は、事前にご記入いただきご持参願います。
登記手続案内ご利用日に、法務局でご記入いただくことも可能です。

第2号様式

登記手続案内票

年 月 日 No. _____

太枠内をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、登記手続案内のためにのみ使用し、
それ以外の目的で使用することはありません。

ご利用は、登記申請人ご本人、もしくは、親族・会社の従業員に限られます。

※登記申請人…不動産の所有者(所有者になる人)、会社等の代表者など

※本人確認にご協力願います。

裏面もご覧ください。

予約番号	No.	<input type="checkbox"/> <u>裏面の内容を確認しました。</u> ↑ <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。
ふりがな お名前	電話番号 ()	※日中つながりやすい番号を書いてください。
登記申請人との関係を教えてください。該当するものに○をつけてください。 本人・配偶者・従業員・親族 ()・その他 ()		
不動産	<input type="checkbox"/> 抵当権抹消 (ローンの返済) <input type="checkbox"/> 住所・氏名変更 <input type="checkbox"/> 所有権移転 (<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与・遺贈 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 所有権保存 <input type="checkbox"/> 建物取壊し <input type="checkbox"/> 地目変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
会社・法人	商号・法人名	<input type="checkbox"/> 設立 <input type="checkbox"/> 役員変更 <input type="checkbox"/> 役員の住所変更 <input type="checkbox"/> 本店 (主たる事務所) 移転 <input type="checkbox"/> 商号 (名称) 変更 <input type="checkbox"/> 目的 (事業) 変更 <input type="checkbox"/> 解散・清算人 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> その他 ()
案内が必要な内容について簡単に記入してください。		

法務局使用欄

対応時間	: ~ :	対応者	
案内内容	<input type="checkbox"/> ひな形配布・HP案内 <input type="checkbox"/> 記載例に基づき説明 <input type="checkbox"/> 申請書・添付書面の確認 <input type="checkbox"/> 申請情報・添付情報の書き方説明 <input type="checkbox"/> 司法書士・土地家屋調査士制度を紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		
特記事項			

登記手続案内をご利用のみなさまへ



確認済

ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅れた場合、キャンセルされたものとして取り扱います。



確認済

見本をお渡しします

法務局のホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



確認済

事前の審査・法的判断は行いません

登記手続案内は職員が申請前の書類に不備がないか審査するものではありません。また、登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



確認済

ご自身で作成してください

申請書類の一般的な記載事項については説明しますが、職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



確認済

補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。

登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



確認済

申請資格のない方お断り

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。また、必要に応じて本人確認を行いますので、ご協力願います。法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士等）はご利用できません。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

徳島地方法務局